

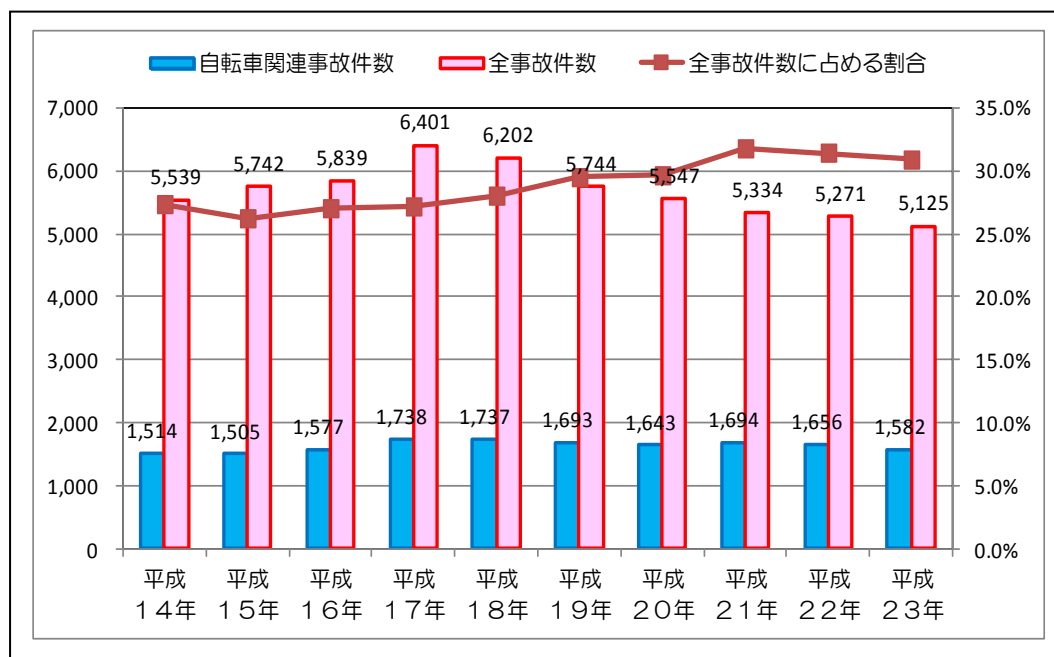
安全利用

1、堺市の自転車関連事故の推移

下の表は、平成14年から平成23年までの自転車関連事故の推移となっている。

平成17年2月に美原町との合併により、一時的に事故件数が増加したが、近年はわずかではあるが減少傾向にある。しかし、全事故件数も減少傾向にあるにもかかわらず、自転車関連事故の割合は高く、30.9%を占めている。

(全国平均は20%で東京都、大阪府ともに30%を上回る)



※ 平成17年は旧美原町を含む

参照データ：第9次堺市交通安全計画

自転車関連事故の推移

年別(平成)	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
区分										
自転車関連事故件数(件)	1,514	1,505	1,577	1,738	1,737	1,693	1,643	1,694	1,656	1,582
全事故件数(件)	5,539	5,742	5,839	6,401	6,202	5,744	5,547	5,334	5,271	5,125
全事故件数に占める割合	27.3%	26.2%	27.0%	27.2%	28.0%	29.5%	29.6%	31.8%	31.4%	30.9%
死者数(人)	4	5	5	2	3	5	2	4	6	3
負傷者数(人)	1,561	1,558	1,638	1,834	1,817	1,758	1,704	1,755	1,724	1,597

事故内訳（相手別）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
自転車関連事故件数	1,514	1,505	1,577	1,738	1,737	1,693	1,643	1,694	1,656	1,582
自転車×自転車事故	5	5	6	17	23	37	32	29	28	26
自転車×歩行者事故	2	7	5	10	9	13	9	20	18	15
自転車×自動車事故	1,507	1,493	1,566	1,635	1,705	1,643	1,602	1,645	1,610	1,541

2、現在の取り組み状況

自転車のルール遵守とマナーの周知については、本市、警察、交通安全推進機関や団体等で構成する「交通事故をなくす運動」堺市推進協議会が主体となり、春・秋の全国交通安全運動や夏・年末の交通事故防止運動、自転車マナーアップ強化月間の期間中に、街頭キャンペーンや自転車交通安全イベントなどを実施している。また、広報紙やホームページ、ポスター、リーフレットを活用した広報啓発を行っている。


(1) 小学生を対象とした自転車教室の開催

児童が本格的に自転車を利用し始める中・高学年を対象に、模擬道路での実技指導を含めた自転車交通安全教室を実施し、受講修了者には「堺市自転車運転免許証」を交付することにより、自転車の安全利用に対する知識の向上と意識の向上を図っている。

(実施体制) 本市職員 2 名と、所轄警察署の安全教育担当警察官 1 名の計 3 名で 1 班を構成し、2 班体制で実施している。

小学校における交通安全教室実施回数の推移				延校数	
年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数 (校数)	70	69	80	88	95



堺市自転車運転免許証		
氏名	校区	
交付	平成	年 月 日
あなたは、自転車教室に参加し、自転車のルールと正しい乗り方を学習したことを証します。		
「交通事故をなくす運動」堺市推進協議会		

(2) 地域への交通安全活動

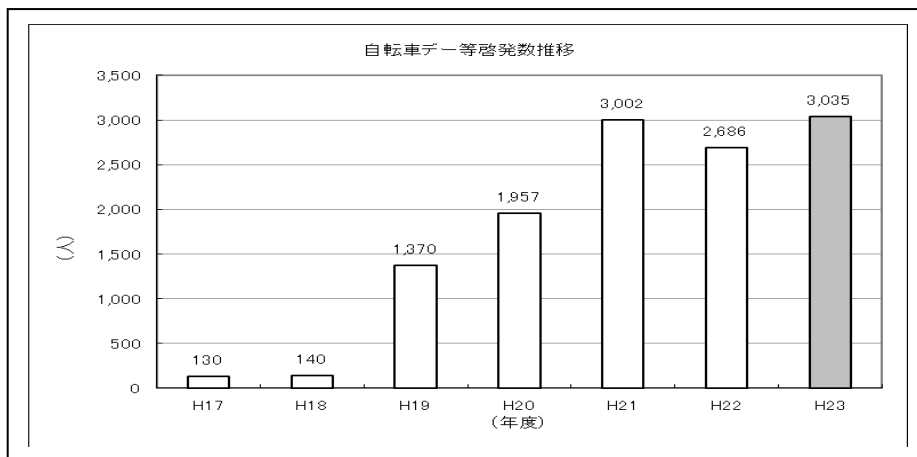
新たな取組として、区民まつりや地域のイベント、高齢者交通安全講習会等において、自転車シミュレーターを導入した参加・体験型の啓発を行うなど、様々な機会を捉えた取組を行っている。

(3) 市民による啓発活動

堺自転車のまちづくり市民の会は、自転車をまちづくりに活かすために、市民の自主的な組織活動として、「さかい自転車デー」の開催や各区の区民まつり開催時に自転車のブースを設け、ルールとマナーの啓発をおこなっている。平成23年度の啓発数は、3,035人で多くの人に自転車の安全運転を呼び掛けている。

また、自転車への親しみづくりとして、堺自転車地図の編纂や市民サイクリングなどを中心とした堺の魅力を発信する活動を行い、自転車の安全利用と併せ、利用促進活動を行っている。

「さかい自転車デー」等での啓発数



堺自転車まちづくり市民の会の活動状況



市民の会 自転車
自転車のルール・マナーテスト 答え

日ごろ何となく乗っている自転車ですが、自転車のルール・マナーに関する知識を確認してみませんか？

○で正解、△で誤解してください。

<p>Q1 自転車は「軽車両」車の仲間です。</p> <p>A <input type="radio"/></p>	<p>Q6 この標識のある歩道では自転車に乗って走ってもかまいません。</p> <p>A <input type="radio"/></p> <p>「通行可能ですが歩行者優先」</p>
<p>Q2 車道は右側通行です。</p> <p>A <input checked="" type="radio"/></p> <p>正解は「左側通行」</p>	<p>Q7 自転車の2台並んでの並進には罰則はない。</p> <p>A <input checked="" type="radio"/></p> <p>正解は「2万円以下の罰金または料料」</p>
<p>Q3 16歳以上の人が4歳未満の幼児を紐等で背負って、安全な乗車装置に6歳未満の幼児を2人を乗せている。</p> <p>A <input checked="" type="radio"/></p> <p>正解は背負った子以外に「人だけ」</p>	<p>Q8 傘をさしての運転には罰則はない。</p> <p>A <input checked="" type="radio"/></p> <p>正解は「5万円以下の罰金」</p>
<p>Q4 防犯登録は義務だから必ず行う。</p> <p>A <input type="radio"/></p>	<p>Q9 夜間、無灯火の運転には罰則はない。</p> <p>A <input checked="" type="radio"/></p> <p>正解は「5万円以下の罰金」</p>
<p>Q5 自転車の運転者が児童、幼児、70歳以上の者または、車道通行に支障がある者は歩道を通行してよい。</p> <p>A <input type="radio"/></p>	<p>Q10 ヘッドホースステレオで音楽を聴きながらの通行には罰則はない。</p> <p>A <input checked="" type="radio"/></p> <p>正解は「5万円以下の罰金」</p>
	<p>Q11 歩行者のいる歩道でベルを鳴らしながらの走行には罰則はない。</p> <p>A <input checked="" type="radio"/></p> <p>正解は「2万円以下の罰金または料料」</p> <p><small>※夜間、雨・曇り等の視界不良時にベルを鳴らしてはならない。歩行者の優先は原則としていない。</small></p>

http://bicycle-sakai/

ルール・マナーを簡単なテストを通じて楽しみながら覚えられるようにしている。

(4) 広報等の媒体を利用した啓発

ルールの遵守やマナーの徹底については、より多くの機会を通じて情報を提供する必要のあることから、市の広報誌やホームページを通じてルール・マナーの周知を図っている。

- ・自転車ルール・マナーの広報による定期的な周知

自転車月間となっている5月と大阪府交通対策協議会で毎年11月を自転車マナーアップ強化月間として定められた時期に自転車安全利用5則を始め、自転車のルール・マナーについての記事を掲載し、周知を図っている。

- ・ホームページを使った周知

堺市のホームページ内及び自転車まちづくり市民の会のホームページ内に堺市内の自転車事故の状況やルール・マナーの啓発を行っている。

3、第9次交通安全計画（平成23年11月策定）

本格的な人口減少と超高齢化社会の到来を迎え、安全で安心して暮らせる社会を実現することが重要。そのためには交通事故のない社会を目指す。

高齢者・障害者・子ども等の交通弱者や、道路交通において弱い立場にある歩行者の安全を確保するため「人優先」交通安全思想を基本とする。

概要は別紙のとおり（第9次交通安全計画）

課題

- 1、自転車が軽車両であるという認識や、正しい交通ルール・マナーの認知度がまだまだ低く、自転車に関する法律知識が薄いと感じられる。このため、自転車安全利用5則や道路交通法など自転車のルール遵守とマナーを広く周知を図る。
- 2、万一、自転車を利用中に事故を起こした時など、適切な対応を行わずその場を立ち去るケースが見受けられることから、加害者になった場合の対応についての知識と、人命尊重の意識を強く持たせる。
- 3、事故の当事者となった場合に、被害者に対する補償など損害賠償額が高額化していることを常に認識し、安全利用に努める習慣と安全知識を高める。
- 4、低廉な自転車の販売によって、自転車を大切にするという意識が薄くなっている。これは、撤去自転車返還率が低いことから推計され、自転車の放置につながっている。物を大切に使うという意識と放置することによる通行障害を認識してもらう。
- 5、自転車利用については、法的な教育制度や学習制度がないことから、教育機関や組織体制が系統だっていない。本市独自のルール・マナーの啓発を行う組織体制等について整備を進めることが必要。
- 6、交通安全に係る指導者をより多く育成し、交通安全の輪をひろめていくことが必要。
- 7、自転車放置に対する市民へのマナー啓発と市民意識の向上を図ることが必要。(再掲)

今後の取り組み事例

- 1、市民・事業者・行政との協働による交通ルール・マナー啓発
 - ①自転車販売店、自転車製造事業者への啓発の呼びかけ
 - ②市民団体によるさらなる啓発活動の促進
 - ③自動車ドライバーやバイクのライダーに対する啓発
 - ④広報誌への定期的な掲載
- 2、緊急対応マニュアルの作成
- 3、保険加入の促進
 - ①自転車点検・整備の促進(付帯保険付きTSマーク)
 - ②自転車保険加入の推奨

4、放置自転車対策

- ①放置自転車クリーンキャンペーンの定期的な実施

5、交通安全教室等の開催

- ①段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
(小学生・中学生・高校生・高齢者)
- ②全国共済農業協同組合連合会・堺市農業協同組合から寄贈された DVD (交通安全啓発教材) の活用

6、安全な自転車利用を進めるリーダーの養成

- ①講座や教室の開催
- ②交通安全に係る指導者の育成

7、取り締まりの強化

8、自転車の安全利用を促進するための条例の制定 (次回検討)